

平成22年3月1日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 局長 末次隆裕
次 長 筒井孝一
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	大	庭	健	三
政	策	部	角			眞
政	策	部	古	賀	雅	章
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	馬	渡	公	子
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	橋	口	正	紀
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員	事務局	長	大	曲	洋	一
農業委員会	事務局	長	西	村	益	生

議 事 日 程 第 1 号

3月1日（月）10時開議

日程第1	会期の決定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	議長の諸報告
日程第4	市長の提案事項に関する説明
(追加日程)	
追加日程第1	武雄市議会議事録の透明性と公明性を求める件
日程第5	教育長の教育に関する報告

開 会 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。ただいまから平成22年3月武雄市議会定例会を開会いたします。これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第1号議案から第35号議案までの35件と報告2件を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成22年3月武雄市議会定例会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、2月26日議会運営委員会を開き協議をいたしました結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第2. 会期及び会期日程について、第3. 一般質問の質問順序について、第4. 各特別委員会の中間報告について、第5. 百条調査特別委員会の報告について、以上5項目であります。

本定例会において審議されます議案は、ただいま議長から上程になりました条例議案10件、事件議案1件、予算議案24件の計35件でございます。

以上の件について協議いたしました結果、議案の審議順序及び委員会付託の要否についてでございますが、審議順序は議案番号順に行い、議案の委員会付託については、第12号議

案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第9回）及び第23号議案 平成22年度武雄市一般会計予算につきましては所管の常任委員会に分割付託することとし、その他の議案については所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

次に、一般質問は16名の議員から58項目の通告がなされております。

質問順序の抽せん結果は、お手元に配付のとおりであります。質問順序は抽せん番号順に4名ずつ、3月8日から11日までの4日間で、開議時間はいずれも午前10時、質問時間については答弁を含めて90分であります。

12日の議案審議は、午後1時開議といたします。

次に、各特別委員会の中間報告の件でございますが、12日の議案審議に先立ち報告を行っていただくことになりました。各特別委員長にはよろしく願いをいたします。

また、百条調査特別委員会の報告については、19日の最終日に報告を行っていただくことになりました。

以上のことを考慮し、検討いたしました結果、会期は本日1日から19日までの19日間が適当である旨、決定をいたしました。

なお、日程の詳細については、お手元に配付のとおりであります。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日1日から19日までの19日間と決定をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの19日間とすることに決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第81条の規定により、11番山崎鉄好議員、14番小柳義和議員、17番小池一哉議員の以上の3名を指名いたします。

日程第3 議長の諸報告

日程第3. 議長の諸報告を申し上げます。

議長の諸報告については、お手元に配付いたしております文書をもって報告にかえさせていただきます。

日程第4 市長の提案事項に関する説明

日程第4. 市長の提案事項に関する説明を行います。

〔30番「議長、緊急動議。議事進行について、緊急動議があります。発言を求めま

す」]

30番谷口議員。議事進行を許可しております。

○30番（谷口攝久君）

市長の演告が今から行われるわけですがけれども、非常にね、市長の任期、4年の最終年度というのですか、そういうことで大事な発言があるかと思えますけれども、実は非常に微妙な問題が出てまいりました。

というのは、武雄市議会内において、執行部も議会も発言はそれぞれ自分の良心に従って自由であり、しかも、その発言の内容は担保されるべきであります。それが地方自治の本旨であり、議会制民主主義の根幹に当たるわけです。そのためには、その発言に責任を持つためには、みんな議事録をとって記録をしてあるわけですよ。

ところが、この定例会の前の会議において議事録がですね、実は内容が異なる形で議事録の製本ができています。それがわかったわけです。私は、ここ二、三日前からいろんなチラシが出ておりまして、見たら、本当にですね、原文を示して、明らかに議事録の内容が抹消されている。もし仮に、今、市長の発言を許可した場合、せっかく市長が市民に訴えることが全く違う形で記載される可能性があるというわけです。

ですから、この際、緊急に動議を提出いたします。議会の公正な活動と議事録の公明正大な掲載を求める動議を提出いたしたいと思えます。取り計らいをお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

議員、動議を提出するに当たっては賛成議員が必要でございます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○30番（谷口攝久君）（続）

所定の賛成者がありますから。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	10時9分
再	開	10時15分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま30番谷口議員より、武雄市議会議事録の透明性と公明性を求める動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ここで、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

ここで休憩をいたします。

休	憩	10時15分
再	開	10時56分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

追加日程第1 武雄市議会議事録の透明性と公明性を求める件

追加日程第1. 武雄市議会議事録の透明性と公明性を求める件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

趣旨の説明をいたします。

武雄の議会は――武雄の議会に限らず、議会の活動の中で議員の発言は極めて重要で、しかも、それぞれに責任を持って発言をいたしております。議会活動の公明性と、それから自由な発言というものは、正確にその発言の内容を議事録に記載されているということ、最近ではテレビ放映とか、いろいろマスコミの記事等もございませけれども、少なくとも一言一句残さず余さず議会の議事録にはそれが記入されているわけでございます。いささかも、その議事録が本当に正確に記載されていると思い込んで、私も何十年と議員活動をしてまいりました。

でも、今回の議事録でびっくりいたしましたのは、私も実は数日前まではこのことを存じませんでした。だから、あえてきょう緊急動議という形の中でこの時間をとっていただいたわけでございますけれども、問題はですね、チラシが出まして、「こんなことがあったのか」という市民の声を聞きました。同時に、私はその議案の内容について精査いたしましたところ、びっくりすることがありました。

議会の議事録を、確かに同僚議員が会議録署名議員として署名してありますから、その署名されたものが製本であります。だから、その製本が偽造されているという表現を私はしているわけではございません。要するに、製本にはもともになる原本というのがあるわけですから、原本はテープをとって、そしてテープによる、昔は速記者が記録しておりましたけれども、正確にテープをとって、そのテープの一言一句を余さず記録して、発言の公明性と、そして、その発言する人の気持ち、市民の心をきちっとその中に記録されているのが議事録であります。議会だけじゃなくて執行部の答弁も、いささかも誤りがあるってはいかんということで正確に記録をされています。

私が、あえてここで市長の演告、大事な演告の前に緊急動議を出した理由は、それは仮に現実こういうことが起こったということは、考えてみると、市長がせつかく市民のためのすばらしい発言をされる、執行部が政策について話されても、その議事録がですね、発言の肝心な部分が抜けてしまうということが絶対にないとは言えないような状況を今感じたわけで

ございます。だから、あえて緊急動議の中で、せつかくの市長の発言の前にこの提案をしたということは御理解いただきたいと思うわけでございます。

申し上げますけれども、私は決してこれをですね、事務局の職員が精査をしますけれども、事務局を責める気持ちは毛頭ございません。大事なのは何かというと、私も議長の経験がございまして、必ず議事録を、一遍目を通して、これを印刷していかというまで精査をします。その中で問題としては、例えば差別的な発言とか、当然これは議会の品位という表現がおかしゅうございますけれども、思い違いで言葉が違うというようなもの、それから点とか丸とか軽微なものについては、やはり議長の権限においてそれはやります。そういう経験は持っております。

そういう方々と一緒に論議をしていった中でも、やはり重大なものは、議事録というものは、少なくとも今回の場合は（議事録を示す）これが12月の定例会の議事録でございます。この中のですね、ページから考えて、実はその前の製本と申しますか、要するにテープからとった原本が約1ページございます。その中にある37ページの分と、12月定例会の543ページの部分からすると、約1ページ少なくとも重要なものが抜けていたわけでございますから、それがどうしてそうなったのかということをお私に類推するわけでございます。

これは百条調査委員会を立ち上げて、百条調査委員会で、じゃあ、だれがこういう直し方をしたのかということをお、追及とかそういうことをする気持ちは毛頭ございません。正確なものを再発行してもらえばいいわけですが、今回の場合は。

それで、私が考えたのは、恐らくこの中で非常にですね、不穏当とは言いませんけれども、議会の議事録の中にあるのは、例えば、正確な発言を求めんでも、「賛成」とか「反対」とかということをお議場で発言される方もございまして、「賛成と叫ぶ者あり」「反対と叫ぶ者あり」と、本当に、強いて言えばおかしいですけども、何かざわめきがあったときは「ざわめき」という言葉で記録をするぐらいに正確に出されるから、市民の方も執行部もみんなが信じて議事録を読むわけですよ。それが根底から覆されるということになると、これは民主主義の重大な、何と申しますか、挑戦です。議会制民主主義に対する挑戦だと思います。

しかし、あえて言いますと、事務局の職員の中にはそういうふうな考え方は毛頭持っておられませんし、事情を類推いたしますと、恐らくこの中に非常に適切じゃないと——私は思いますけれども、表現があった、そのことを議事録に掲載するのはいかがかという配慮から、恐らくそういうことが欠落したんじゃないかと。本当にですね、私は同情を禁じ得ないわけでございます。

そういうことから考えまして、今回はこの議事録の内容について、質問にお答えしますが、現実問題として、私は本当に公正公明な議事録の発行を今後も続けてほしい、必ず続けてほしい。同時に、12月定例会の議事録、これは製本に基づいて、必ずこれを記入したもので再発行してほしいということで、今ここに提言をしたわけでございます。趣旨に御賛

同いただきました、どうぞひとつ皆様方も私の提言に御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。27番高木議員。そこでいいです。

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

ただいま大変重大な指摘がっておりますので、ちょっと内容について深く知りたいと。

1つは、その削除されたという発言がいかなるものだったのかというのをお聞きしたいと思います。当然議会ですので、議長の発言の許可を得て、正式に登壇をして発言をされたものだったのかどうか。先ほど提案者のほうからは、ざわめきがあるとか、賛成と叫ぶ者ありとかいうことですが、いわゆる私語というのも当然テープですから入るわけですので、その点がどういうものであったのかというのが1つ。

それから、もう1つお尋ねをしたいのは、議事録を製本する段階で、当然今は委託をしておりますので、テープ、速記については委託をしておりますので、業者のほうから、すべて私語も含めて具体的に提出をされるんですね。議会のほうに持ってきていただくわけですが、それは議事録ではなくて、あくまでも議事録を作成する過程のものだというふうに思うわけであります。ですから、今回言われているのは、いわゆる正式に議事録として製本をされ、署名というか、内容について間違いありませんと、3人方、議会ごとにとずっとしておりますが、その後に改ざんをされたのかどうかですね。いわゆる正式な議事録が改ざんをされたのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

お答えいたします。

これは先ほど申しましたように、議事録の製本といいますか、これは署名をしていただいた議事録はこの議事録です。これはもう皆さん御存じのとおりです。これはですね、ここに書かれているものと、実際はテープでとって、それを原本に編集するとき、書き込みというか、それをします。そのときに、各議員も見られますけれども、この議事録の言葉の間違いや、そういうものがないかどうかについては、発言者に対して問い合わせがございます。それはもう皆さん御経験のとおりでございます。そして、正確を期して、本当に公明正大にそれは記録するというのが、これは議会の基本的なルールです。

今御質問にありましたように、じゃあ、どこで出た、私語はどうかとおっしゃいますけれども、私語でも——私語という表現はおかしいですけれども、例えば「賛成だ」とか「反対だ」とか「それはおかしい」とかということ、議場の中でそういう発言もありますよ。それは、みんなそれぞれなされた経験もあると思います。しかし、それも載っているんですよ。

できるだけそういう正確な、議会の雰囲気もですね、言外、通常言う言葉であらわす以外の議場の雰囲気を、いわゆるやじ——やじっておかしいですけども、そういう不規則な発言もありますけれども、それすら公明に公平に載せてあるのが議事録なんです。だから、市民の方々も本当に議会はこういう論議があっているなど、これはもう皆さん経験あるんじゃないですか、議員各位も。つぶやきだって載っていますよ。いびきとか、そういうふうなことは載せないですけども、少なくともそれくらいにですね、もう衛星写真で撮るぐらいきちんと正確に載せてあるのが議事録なんです。そのことは十分おわかりで御質問だったと思います。

それからもう1つは、製本の段階で脱落したとは考えられませんというのは、どうしてかという、読んでみましょうか。あえて言うなら、例えば議長が、第何条についてはどうどうしますという、その言葉からふっと抜けて、それから例えば次にという発言になっているわけですよ。

ちょっと説明が不十分ではいけないので、お手元にお持ちじゃないなら今から読み上げていいですよ。読み上げましょうか。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

私がお尋ねをしておりますのは、その削除されたというのが、正式に議長の許可を得て発言をされた内容なのかどうかということをお尋ねしているんです。発言を許可されたものかどうかということでありまして、内容については私手元に資料がございませんので、例えば、テープですので、すべてのことは入るといふふうに思いますよ。しかし、議会の議事録というのは、議長の許可を得たものしか正式なものとしてはならないわけですよ。ですから、その点が議長の正式に許可を得た発言が削除された、あるいは改ざんをされたのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

これはですね、議長が正式に許可されたとかなんとかという前に、議長が例えばこういうことを提案者に言ってあるわけですよ。結局、議案書というのをですね、「〇〇議員、この議案のほうを今配付しましょうか」ということを議長は言っておるわけですよ。ところが、「賛成、反対をとってから議案を配付せよ」とその人は言っているわけですよ。普通ならば、口頭による趣旨説明ですけども、賛成、反対の議案が出ているなら、配付してもらってから論議してもらえばいいわけですよ。それが公平なんですけれども、提案者は、賛成とか反対をとった後で議事録を配付してくださいということを議長に言っていることは記録に載っ

ているわけですよ、それが1点。

それからもう1つは、大事なことは、そういう議案書をまだ見ていないということを発言してあります、この中で。そしたらですね、どう書いてあると思いますか。「出すぞ」「やかましか」とか、こういうおどしにも似たような発言も載っています。しかし、それじゃ議会の品位の問題ということで、多分、議事録はその点については抹消されたんじゃないかと思えますし、もう1つは「黙っとけ。おれは許可をもらって言っている。おまえと違うんだ。何言っているんだ」という、暴言に類するような発言もこの中にはあっています。

こういうのは、僕は事務局の立場からすると、やはり議会のためにそういうのは訂正して、抹消という表現はおかしいですけども、正式な議事録に載せないということは、やはりこれは議会事務局の職員の方々の配慮だと思いますから、これを載せなかったことを悪いと言っているわけじゃないんですよ。しかし、あえて言うならば、私が言うのは、きちんと載せるべきだということを言っているわけですよ、基本的にですね。そこは御理解いただきたいと思えます。まだいっぱいありますよ、説明しようとするならば。どうぞ。よろしいですか。どうぞ質問してください。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

議長の許可をとって発言をされたものかどうかということだけをお尋ねしているわけですので、その分についてはどういうふうと考えていらっしゃるんですか。いわゆる許可をされた発言というものに考えてあるのか、それをお聞きしています。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

いわゆる議場内での言葉については、議長が正式に許可されたとは言いませんけれども、問題はですね、許可を受けて発言して提案者がいろいろ言ったことはちゃんと載っているわけですよ。それは許可を受けているから載っているわけですよ。だから、そういう言葉まで抹消してあるところに問題があるんじゃないかと、提案者に対して申しわけないですよ、これ実際。きちんとせにやいかんですよ。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

2点お尋ねします。

我々は、議員としていただくときには、要するに12月議会の議事録をもらって、これが正式だという確認をしてもらっておりますよね。そういう中で、そのときの署名議員が吉川議

員、前田議員、樋渡議員、この3名の署名議員で署名がなされております。そういう中で、我々はもうこれが本当かなど、本当の文書として残されているものだと理解をしております。

そういう中で、原本があってという発言があったですね。原本があってということであれば、その原本を我々は見ていないわけですね。そいぎ、この中に書いてあるのは、その原本のことが書いてあるわけでしょう、原本の中身を。ただ、その——ちょっと待ってください。その中で、どうして入手をされたのか。議会事務局が出さんぎ恐らく出てこんはずですから、その辺のところの確認を1点。

もう1点は、先ほど引用をされましたけれども、「おまえは黙っとけ」とかなんとかいう発言の中で言われましたけれども、その次のとば読んでもらいたかごたあですね。「○議長（杉原豊喜君）、私語を慎んでください」と書いてあるですね。

[30番「書いてありますね」]

ですね。そいぎ、30番であり、その手前の言葉というのは、議長としては私語になつとるんです。正式の言葉としてなっていないわけです。私語になつとるね。それ——

[傍聴席で発言する者あり]

すみません、議長、出ていってもらってくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口議員、質問を続けてください。

傍聴席からの発言は控えてください。

○19番（山口昌宏君）（続）

そういうことで、私語を今取り上げられたような気がするわけですね。だから、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

議案を見ていないということを私言った覚えありますよ。ですから、これには議案、だから議長も私語と思いながらも、結局、提案者に議案を用意しているから出しましょうかとまで言っているわけですから、そういう反応があるということは、私語ということじゃなくて、議会の雰囲気の中で必要だということで議長が判断をしているということですから、ただ1人で勝手な私語だという理解をしてもらっちゃ、私は困ると思います。

そしてもう1つは、例えば、30番って私のことですよ。「私語じゃない」と私が言っているわけですよ。あえて反論せんでもよかったんですけど、「私語じゃない」と言っています。ところが、「議案も何も見とらんけん」というのは、私の言葉だけじゃないんですよ。多分そう思いますよ。やっぱりそういう思いをした人が——見ていないわけですから、みんな。だから、そういう雰囲気を見て議長がやっぱり、ここに書いてありますよ、「○○議員、こ

の議案のほうは今配付しましょうか」とまで言っているわけですから。これは記録にあるわけですから。それくらい議長は正確に、論議を十分深めたいという気持ちでそういう発言を、議事整理をしてもらっているわけです。

そういう状況ですから、議案を見とらんという発言は私語どころじゃないわけですよ。そういうふうな審議を催促するような言葉だったと私は理解しています。私じゃないかもわかりませんが、どなたかわかりませんが、そういう言葉すら必ず議事録には載っているわけですよ。ですから、そこはおわかりいただきたいと思います。（発言する者あり）

〔19番「ちょっと待って」〕

○議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

〔30番「ああ、原本の話ね」〕

〔19番「そうそう」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）（続）

ここにある、私が手元に持っているのは議事録原本テープ（テープを示す）、引用してあるんですね、「原文」とメモをしています。

それからもう1つは、このコピー（資料を示す）、これは皆さん持っていらっしゃるんですけど、「平成21年12月定例会議事録」と書いてありますね。これは通常言う製本ですよ。しかし、署名する方は、この後ろの署名欄に署名をします。だから、これはこれで、私は原本として残す分にはきちっと各議員が署名されています。しかし、署名された方を責めるわけいかんのですよ。なぜかという、この抜かしてある部分については、ここに記載されていないわけですから、署名する以外に方法はないわけ。これの書いてある分については、確かにそうだと署名しているわけですから、書いていない分についての署名の責任を問われるというのは迷惑な話ですよ、署名する人はね。そこが問題だと私は言っています。

〔19番「全然違う」〕

○議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

これは1回目の質問の中で、今私が言いよつとは2回目じゃなから、1回目ですから。私はそのこと一言も言うたらんですよ。

〔30番「そうですか、どうぞ続けて」〕

議事録は我々も見たけん、署名した者はそれしか知らんて、それは事実なんですよ。そうじゃなくて、原本を何で手に入れることができたんですかと私は聞きようですよ。なぜかといえば、ここに議員がおりますけれども、どがんしてこの原本ば手に入れようですか。

だれか持っとうですか。（「持っとらん」と呼ぶ者あり）でしょう。持たんものを、どうしてこれを手に入れられたのか。それは議会事務局から出したとですかと私はそこまで聞いたですよ。その辺のところはどうですかとまで言うたですよ。その辺ば答弁ば下さいと言いよっとです。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は、この原本を議会事務局からもらったわけじゃないんですよ。（発言する者あり）私が言うのは、ここにあるテープの機械でするのは、例えば問題は、議会で論議をするとき、委員会で論議をするとき、じゃあその当時の発言がどういうものかとか、そういうものについては、そのときにまだ印刷ができていないからテープから起こしてもらって聞いたりしますよ。だから、私が拝見させてもらったこの原本については、その方が議会の審議を十分にするためにテープで起こしてもらった。よくあるですよ、テープを起こしてするのは。議会事務局の責任にしちやいかんです。事務局の責任はないですよ。そういうことを起こして——市長が笑うことないよ、失礼じゃないか。（発言する者あり）何を失礼なことをするんだ。

○議長（杉原豊喜君）

私語は慎んでください。

○30番（谷口攝久君）（続）

それこそ市長の笑い声も私語やけんね。

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○30番（谷口攝久君）（続）

だから、私が言うのは、これを私も見せてもらったです。だから、どういうことかなと思いました。しかし、この新聞は後から見ましたからね。だから、それを見て私は事務局に行って、どういうことかと議長にお話をするためにわざわざ出向きましたけど、お会いできなかった。だから、きょうここで発言するしかない、こういうことになったわけです。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

私はなぜ、原本がここに出てきて、こういうふうな原本が出てくるんですかとお尋ねしているんですよ、理由。どがんして、がんとの出てくつとやろうかと。そして、その中に、最後に書いてあるとですよ。ここに、一番最後のところに名前ば連名で2人前書いてあるですもんね。連名で2人書いてあるですね。その連名の2人の方の名前の中で、1人は議員じ

やなかですね。議員じゃなかとの、この議事録をどうして手に入れることができるんですかという質問をします。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は本人じゃないからお答えできません。それは私に答えろと言ったって、本人じゃないわけですから。（「言わんばいかんやろう」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

どうですか。

○30番（谷口攝久君）（続）

答えていいですよ。基本的には、ここに2人書いてあるです。田崎さんという方と江原さんと書いてございますね、2人の。その方々はやっぱりお互いに、議会活動を江原さんがなさっておる中で、こういう問題について、じゃあ市民の立場でという気持ちで書かれたんじゃないですか。それは、それ以上は言えない。（発言する者あり）

私が言うのは、ここにあるテープを起こした分について私は拝見しましたから、それなら、この問題と、じゃあ今度もらってきた議事録、議会で質問をしたりした人は、自分たちがどういう問題についてどういうふうに記載されておるか、やっぱり記録を見ますよ。それが議会活動ですよ。だから、そういうのをやはり読み直して、そして、本当に正確な発言をしておったかどうか、それは後になるとわからんわけですから。それは、するのが熱心な議員ですよ。私はそう思いますよ。

そういう意味で私は、見せてもらった分については、これと対比してみたらやっぱり違うということで、あえてそのことを議長に申し上げようと思って行ったけど、お会いできなかったから、きょうになったということです。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

今説明をいろいろ受けましたけど、私も谷口議員も同じ会派で聞きにくかところもありますけれども、ちょっとようわからんとぼってん、原本がありますね、それと製本がある。製本と原本。で、原本と製本の内容が違うということでしょう。それをおっしゃったんでしょう。この原本なるものをどういうふうに入手されたのか、そこがようわからんわけです。議会事務局が出したのか、正当に入手されたのか。その辺がどうなったのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私が入手したわけではございませんので、お答えできません。それはわかってください。

ただ、これが通常、例えば議事録がまだできていない場合は、テープを起こしてくださいということをよく言うじゃないですか。そして、テープで起こしてもらって、自分の発言、前後のことを見ながら次の質問を準備するとか、そういうことは議会では通常行うことです。私はそう思っています。そういう形じゃないかと思えます。ただ、私は本人じゃないですから。私は事務局のだれに言ってどうしたかということは申し上げるわけにいかんし、そういうことはできません、私はですね。どうぞ。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

最初に、谷口議員が職員は責めないという話をされましたもんね。それで、実は私もちょっと聞いたところによると、結局、職員さんから聞かせてもらったという話も聞いておるわけですよ。それで、それは、要するに表に出すじゃなかばってん、信義に反するような使い方をされたという話もちょっと聞いておるわけですよ。その辺はわかりますか。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私、事務局とそういう接触を持っていませんよ、何にも。だけど、この資料については、私がこれと12月の議事録と比べてみたとき、何でこれだけ欠落しているんだろうかということは感じましたから今申し上げているわけですよ。私もですね、昔は議会をあくまでおりましたから本当責任がありますよ。武雄の議会はそんなことをずっとしよったかと言われたら嫌ですもん。だから、正確にこれは問題にした方がいいということ、あえて申し上げているわけです。わかってくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

私が言いたかとは、結局信義に反するんじゃないかなというところを1点だけ言いたいですよ。だから、要するに職員さんがその人の内部検証のためにやったのが表に出るということは、そういう出した人は、私は信義に反するんじゃないかなということを一言言いたかったんで、それについて谷口議員はどう思いますか。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

取材権の問題で、これについてテープをとって出した職員の方が、これはもうあなただけにしてくださいよと言って出してあげれば、ほかに出されたときは信義に反するという考え方もあるでしょう。ですけれども、私はそうじゃなくて、通常テープ起こしをしてもらって、次の議会にこういう原本というんですか、テープにはこう残って、私はこういう発言しかしていませんよということをお話しながら質問することはありますから、私は決してこれはおかしいことではないと。通常、議会活動の中で皆さんもやっていたらいいことですよ。そう思います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

本会議であれ、委員会であれ、議会は公開が原則ですよ。そこでどういう論議がなされているのか、どういう言葉遣いをされているのか、それは議会の見識が問われますよ。あるいは品位が問われますよね。そういうことも含めて、議会は公開の原則があるんですよ。ですから、地方自治法にも会議規則にも、乱暴な言葉を使うとか最小限の規制があるわけでしょう。議員の発言というのは、最大限保障しなきゃならない。しかし、その発言の中身が反社会的であつてみたり、暴力的であつてみたり、恫喝であつてみたり、そういうことがないように議長が精査せにやいかんでしょ——精査というか、整理せにやいかんですね。しかしそれは、基本は、そういうことがあつたにしても、議会は公開が原則ですからね。委員会は、以前は要点筆記でしたけれども、今はテープが入りましたから、かなり詳しい委員会の審議内容も我々議事録をもらうことができますよ。これが1点です。公開はあくまでも原則だと。これを正しく永久保存するために、議事録をきちんと精査をして製本していく。ここの原則を踏まえた上で、議事録は本会議での論議、質疑が忠実に記録されているかどうか。これの最終責任は議長ですよ。その中身が公開されるということを前提にしてね。これが1点。

谷口議員は議長の経験がありますので、そこら辺の経験を踏まえて答弁いただきたいんですけど、もう1点は、例えば一般質問にしろ質疑にしろ、執行部が間違っただけの答弁をしたというときには、議長の許可を得て、そして答弁の訂正を求めたいと、これは本会議にかけられるでしょう。それは、間違っただけの答弁ならそれは正すのが正しいのであって、会議中にそのことは議長の許可を得て訂正がされる。執行部の答弁にそういう不十分さがあつたとしますとね。

もう1つは、私も経験ありますけれども、本会議の質問だとか質疑の中で、間違っただけの言葉や不穏当な言葉を使ったりしたときには、自分の責任においてそれは削除していただきたいと。削除しますとか、それは議長に言うでしょう。そういったことというのは、すべて議場の整理権というのか、それは全部議長にあるわけですからね。

もう最後ですけれども、例えば私も12月議会、最終日でしたからね、自分の質問をつくっていく上で、何番議員がどういう質問をした、市長がどういう答弁をしたと。これを受けて最後の質問をしていこうというときに、まだ製本の過程ですよ、まだテープで残っている段階ですよ。しかし、これをぜひ欲しいと。というのは、審議を深めるというのも本会議の大切な議員の任務ですからね。前の市長の答弁、あるいは議員の質問、これを受けて、さらにそれを深めていく。これは、論戦を組み立てていく上では議員の当然のことですよ。だから、これは、製本になる以前の議事録を、その中間だけ、その部分だけ起こしてもらって、さっきそれは谷口議員が指摘もされたことでしょう。そういうことは普通なんですよ。ですから、原本になる過程、あるいはそれが全議員に配られる、製本された議員の署名捺印されたものが我々に届くわけですからね。22日に来るわけでしょう。そういったことは、あくまでも基本は、議会は公開が原則なんだということを踏まえた上で、何かこう出所、どこから出てきたかとかいう以前の、前提の問題ですよ、私が質問しているのは。そういう点では、谷口議員も議長の経験があられますので、答弁いただきたい。議長が答弁してもいいですよ。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、議会は公開が原則ですから、議事録にしても、例えばやじがあっても、「何々と叫ぶ者あり」とか、そこはきちっと書いてあるんですよ。反対したときは、「反対」とだれかが言ったら「反対と叫ぶ者あり」と、そこまできちんと記録してある。そういう議会の雰囲気、審議の状況まで議事録の中で類推できるように、できるだけ正確にですね、それがやっぱり議会のあり方だと思います。

それについて、今、本題に戻りますけれども、現実問題として、だれがテープ起こしを頼んだときに、どの職員がどうしたかと、その人を責めるような考え方は全部議会にはないと私は思っています。問題は、結局テープ起こしをしてもらわんと、自分がどういう発言をしたかももう一遍確認したい、あるいは市長の答弁がどうだったかと。前の答弁と後の答弁と違う場合だってあるわけですよ、ケースによっては。そういうときに、テープを前もって聞いて、あるいはテープ起こしをしてもらって、自分の質問の内容を深めると。議会の審議の流れを深めるということは、当然議員としてやるべきことだし、やっている人が多いと思いますよ。しないとするのは、それはしなくても済む人だけがしないだけのことで、実際はそこまでやるわけですよ。

だから、そういうことで、議会の透明性、公平性、オープンですね、そういうものは十分論議をされてしかるべきじゃないかと。そういうものの中から、この問題は出てきていると、こういうふうな理解をするわけです。

結局、議長の裁量権については、最終的にはもちろん私は責任をとっておりました。そう

いう問題はございません。それは議長だって、そのことについては十分御存じですよ。だけど、ここは議長を責めるとかなんとかじゃなくて、そういうふうなことがあったら、もうやり直しですね、もう一遍、原本はあるわけですから、それを収録した議事録を出してもらい、そして今後注意をしてほしいということを申し上げているわけですから、その点についてはおわかりをいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

2点ほどお伺いしたいんですけども、きょう初めて見ましたけれども、署名もしていないものが議事録として一般に出回るということを、どう思われるかですね。

もう1つは、手続論ですけども、あのときはたしか紛糾しました。私は、動議というのは、出されればその動議が成立するかどうかを直ちにとらなければならないと思うんですね。そして、それから中身に入っていくんですね。しかし、それも最初から受け付けてもらえなかった。大分紛糾した、全部中身出ていいんですよ。言ったのは事実ですから、私は。ただ、そこだけいかにもとってですね。

もう1つ申し上げますと、先ほど言いましたが、まず、署名もしていないものが議事録として一般に出回ると。こういうことがあってはいけませんけれども、これをどう思うかですね。それと、動議を直ちに、今と一緒にですよ、これをとらないとすればあなたは平静でおられますか。2つお伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、黒岩議員の御指摘の御質問は、署名をしていない——署名してあるのはこの原本ですからね、署名していないのは、最初テープ起こしをするときの原稿というのは——原稿っておかしいですね、そういう仮にその部分だけを採録して作成した議事の内容を、資料を写したものだ、という理解を私はしていますので、それをどう活用されるかということについては、私が開知するところではございません。それはそう、私じゃないわけですから。それははっきり申し上げますよ。ただ、問題は、そういうことはとても、議会の審議の中では通常行う大事なことだということだけは、私、理解していますよ。

それから、第2点ですかね。もう一度言ってもらってよろしいですか。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私が聞いたのは一般論ですけども、署名もしていないものが議事録として一般に出回る

ということは大変なことだと思うんですね、私は。きょう初めて見ましたけどね。そういうことが議事録として出されるのは。こういうことがありましたので、出したのはいいですよ。議事録の重みもない、署名もない、そういうのを議事録として扱うのにどう思うかということですね。いや、あなたがおっしゃるから言っているんですよ。

そしてもう1つは、動議が出されれば、その動議について、まず動議が成立するかどうかということを経ると思うんですね。それはすべきと思うんですが、どうですか。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

動議が成立するかどうかの問題については、署名をして賛成者を2人そろえて議案として出すやり方と、緊急の動議の場合は、所定の賛成者がおれば動議は成立しますから。だから、議運を開く前に、本当を言うと、だったら議運に迷惑かける前に、こうやって趣旨説明を聞いた上で議運を開くとか、そういうのを通常私は——私はやっていました。失礼ですけども、そういう思いでした。

〔29番「わかつとうですね」〕

それはわかりますよ。

ただ、議長としては、多分この問題については大事な問題だから、まず議運の意見を聞くという、議会運営の裁量権は議長ですから、議長がそういうやり方をされたことについては、私は何も申し上げることはございません。正当にそれをやってもらったと思っています。

○議長（杉原豊喜君）

16番樋渡議員

○16番（樋渡博徳君）〔登壇〕

以前、議長経験者ということでお伺いします。

先ほどから、質問者と答弁者ということをおられますけど、この場合、質問者と答弁者ではないと思うわけですね。原本云々という部分以前に、これには「私語を慎んでください」と議長から注意が2回ありますよね。私語に対しての受け答えですね。ここが議事録にちゃんと詳しく記載するべきものかということですね。結局、言うたらやじですよ。やじに対して受け答えをしたということでしょう。そこは、やじのほうは議事録に載せんかったら何のこっちゃい何もわからんですよね。片方だけの、許可いただいて登壇した議員のほうは載つとるというわけでしょう、議事録に。で、やじのほうは載つとらんわけでしょう。そしたら、何が何かわからんですよね。これ私語対私語やけんですね。こういうとは議事録にちゃんと載せるべきではないと思うわけですけど、議長経験者として答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

僕は市長に笑われることは何もないよ。失礼ですよ。議会は議会で真剣に論議をしているわけですよ。何ですか、その態度は。（発言する者あり）

答弁します。（発言する者あり）だれね、言いよつとは。そういうふうな論議をされたから私は言っているわけです。

○議長（杉原豊喜君）

そういう応酬はしないでください。

○30番（谷口攝久君）（続）

私は今、私語対私語って、葬儀場じゃないんですから、これは。私が言ったのは、私語だという意味は、あなたは理解していないんじゃないですか。結局この中で言っているのは、議長が、例えばじゃあ「議案を出しましょうか」と言われたときに、「いや、反対、賛成をとってから」という言葉とか、そういうのすらも削られているわけですよ。そこを言っているわけですよ。わかりますか。

○議長（杉原豊喜君）

16番樋渡議員

○16番（樋渡博徳君）〔登壇〕

要するに、これからいきますと黙ってとってくれということですね。それでも何かこっちから言うということですね。そこに対して、それならもう出ていってくださいとか、そういうことですから、別に私語と私語に対して、会議と全然関係のなか部分でしょう、ここは。こういうところもやっぱりちゃんと議事録に載せるべきものかと。以前、議長経験者としてどう判断されるか。

〔30番「ああ、そういうことですね」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

議会の状況が、そういう発言があったときは、例えば賛成と叫んだり、反対と叫ぶ者ありとか、それも私語かもわからんとですよ。それなら、そういうのもきちんと載せますよ、議会の議事録は。あなたのおっしゃったことも多分載っていると思いますよ、今までの中に幾つもの。

○議長（杉原豊喜君）

16番樋渡議員

○16番（樋渡博徳君）〔登壇〕

「叫ぶ者あり」とか「呼ぶ者あり」とはありますよね。でも、こっちから言うほうは、やじのほうは全然載せられんわけですよ。明らかにこれは私語と私語ですよ。議会と何も、

会議と全然関係のなか部分でしょう。そこは削除するべきものだと思いますけど、どうお考えでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は現在の議長でございませぬので、そう言われたって困りますよ。私が今だとこんなのも載せませぬ。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局この問題というのは、本来議事録はどうあるべきなのかという原則論に立ち戻っていかないと決着つかん問題じゃないですか。だから、先ほど来、私が議長に言っているのは、谷口前議長じゃなくて議長にも言っているのは、公開が原則なんですよ。だから、本会議場の状況、討論、質問や、答弁や、それに対する議員の反応や、そういったことに忠実に議事録に残すというのが使命でしょう。議事録に残さなきゃいかんというのがあるわけでしょう。これが1つです。ですから、そこをすると、脚色してみたり、勝手にここからは私語だと、削っていきますよ。公開が原則だと何度も言いますが、そうであればあるほど、本会議場での質疑や討論というのは忠実に議事録に残す。しかも、これは5年保存、10年保存じゃないでしょう、永久保存でしょう。それだけ歴史に耐えられるものを議会で論議せなきゃいかんわけですよ、品位を伴って。

もう1つは、署名もしていないのに、これが議事録として表に出ることが可能なのかと。これは武雄の場合、ケーブルワンが市長の演告もちゃんと公開している。一般質問も答弁も全部これは公開していますよね。本会議での議案質疑も——本会議はしていないか、議案質疑はね。

これは、ほかのところを見ますと、最終日の討論、採決まできちんとテレビで放映しているところもありますよ。それだけで既にもう、いわば議事録の映像化といいますか、武雄だってインターネットで全国に出しているわけですからね。それだって、まだ署名していないけれども、方法としては議事録と同じような、文書で出されたものが議事録ですけども、画像であってみたい、言葉であってみたい、武雄も率先してインターネットで流しているじゃないですか。ですから、署名がなければ中身が表に出せないというのは今の時代に合っていないことなんです。ですから、市民の知る権利、このことが十分保障された今日の状態として、ケーブルワンがあり、インターネットがあり、あるいは市長が得意なブログがあり——ブログがあるでしょう。そういったのが公開の一部一部であるわけですよ。そこは谷口議員にも、そういう点に関知しないじゃなくて、原則論を明確にさせていただきたいとい

うふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

基本的に、平野議員の御質問の趣旨も、気持ちもわかりますけれども、さっき私に言われたのは、結局、通常言う議案は、いわゆる公文で、しかも署名があって公式にされたものだ。しかし、これについては、最初の対比した2つの議事録があるわけですけど、この分については公式なものと言えるかどうかというふうな気持ちでの質問があったと思いますけれども、十分に私の説明が足りなかったかわかりませんが、少なくともテープ起こしをしながらその審議の内容を深めて、なおかつ次の審議に生かそうという形で議会の活動の中では通常行われるから、公式なものだという理解を私は当然すべきじゃないかという気持ちを申し上げたわけでございます。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

大分曲解されているようですから、もう一回言いますけれども、私が言っているのは中身を言っているんじゃないですよ。議事録でないものが、署名もしていないのが議事録として出されるのをどう思うかと質問したんですね。だれも公開していないなんて言っていないですよ、今の質問者のように。いいですよ。しかし、署名していないのが議事録として出され、そういう言葉に対してどう思いますかと、さっき聞いたんですよ、議長には。そうでしょう。だから、そのことにはあなた触れなかったね。触れませんでしたよ。だから、全部載せるのが議事録だと議事録の性質を言われました。私が言ったのは、署名もしていないのが議事録として出せるのがいいことか悪いことかですよ。それを聞きますよ。再度説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

署名をしていないから議事録じゃないということではないと思います。正式に、私が申し上げたのを最初お聞きいただいたと思いますけれども、質問が多かったから混乱しているかわかりませんが、議事録の原本、テープの、いわゆるテープ起こしですね、それに書かれている原文の分については記載がされていますよ。その中身はと言われますから、これを私は説明しただけです。特定の名前も何も出しておりません。

そして同時に、もう1つは、署名されたこの12月定例会に出された議事録、これについては、中身の違いがあるとすれば審議の内容がそこまで深められなかったということになるわ

けですから、それはおかしいじゃないかと。だから、きちんとした形でもう一遍出されたらいいじゃないですかと。だから、議会事務局の配慮も、そういうふうなテープ起こしとかなんとかなんかについては、当然議会議員の審議については積極的に事務局はせにゃいかんわけですから、それをやってもらっていると。それについては別に私は何も言っていないと。問題は、現在の問題についてきちっと新しい議事録を起こして、経費がかかってもすべきじゃないかということ、ここで提案をしているということでございます。

以上です。（発言する者あり）

〔19番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）

議事の進行で2点ほど。

1点目は、先ほど樋渡議員の質問の中で、谷口議員が樋渡議員に対して質問されている内容の中で、あなたは理解されていないんじゃないですかという答え方をされましたね。それって余りにも質問者に対しての侮辱じゃないかというのが1点。

それともう1点、平野議員の質問の中で、最後の議事録に載って、要するに原本、原本は本会議場でした部分をテープを起こすとかなんとかいうのもありとおっしゃいますけれども、今回のこの場合はテレビ中継も何もあっていないですね、このときには。このときにはあっていないんですよ。そういう中でこの文書が出てきたということがですよ、それは、考えようによっては事務局が出したと、それがひとり歩きしているということにとられかねないんですよ。その辺についての精査を議長としてどうお考えなのか、お願いします。

○議長（杉原豊喜君）

議事進行ですので、私が答えます。

ただいまの19番議員の議事進行につきまして、樋渡議員の質問に対して、理解されていないんじゃないかというような、提案理由の説明者からのそういった答弁があったということでございますけれども、後ほど議事録を精査させていただいて、必要ならば協議をさせていただきますと思います。

あと、もう1点につきましては、一応質疑を終結させてから私のほうから申し上げさせていただきます。

これで質疑を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）もう表決をいたしました。質疑を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）議事進行ですか。（「いいえ、質疑です」「やらせなさい」「終わったろうが」と呼ぶ者あり）会議規則の中で、私が表決をした後には何人も発言できないとなっております。ですから、その前にあれしてくださいよ。13番前田議員

○13番（前田法弘君）

この議事進行というのは何かといいますと……（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、なれていないもんですから。（「他に質疑ありませんかて、1回議長聞けばいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、本当いきなりですよ、今のは。だれだって何かを尋ねようと、大事な問題だと1人の議員が訴えていらっしゃるわけですから、そのことをどう議長が取り上げるか、どれだけの議員の気持ちを酌み上げるかというのが必要だと思います。

それはこっちに置いて、私も理解していない一人の議員であります……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○13番（前田法弘君）（続）

だれとは言っていない。私は議事録に署名しているわけですよ。その一人として、議長から出された正しい最終の本、製本されたもの、それに対して私は署名をしています。

しかし、片一方では、既にインターネットなどでは議員の一般質問というのは流れているわけですよ。議事録署名人がこれに間違いありませんという署名をする前に、片一方ではインターネットだ、いろんな形でそういうふうな、先ほど議員おっしゃいました公開が原則だと、それで流れていっているわけです。ここところは、そしたらどうつながっていくのでしょうか。その疑問がありましたので、もちろん、その議事録に署名しているのは3人おります。それはどういう御判断で、ほかの署名人がされたかわかりません。私はきれいにでき上がったものにサインをしました。恐らくほかの議員さんたちも、議事録署名人になられたときには、その時点で署名をされていると思いますし、
————— [発言取り消し] —————議長から出されたものに対して、これが本当のものだと議長を信頼してやっております。そこを議長どうお考えか、お尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

提出者、席に戻っていただいて結構です。質疑をとどめております。

ただいまの議事進行についてでございますけれども、やはり議会は公開が原則だと思います。そういった中で、議事録、会議録、発行しております。ですから、議員が見られた議事録は正当な議事録と私も認識しております。それでサインをしております。

ここで採決に入りたいと思いますけど……（「討論」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩をいたします。

休	憩	11時51分
再	開	12時12分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの議事進行の中で、13番前田議員より「[発言取り消し]」という部分の削除の申し

出がありましたので、これを許可いたしたいと思います。

正午を過ぎましたけれども、会議をこのまま続けさせていただきたいと思います。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

反対討論をしたいと思います。

信義に反することによって出てきたものに対して、私は正当性はないと思います。また、このようなことを認めたら議事録の信憑性がなくなると考えます。それに、質疑の中で平野議員が言われましたけど、情報公開が大事だろうという話もありましたけれども、あくまでもそれは議長の議事録作成の整理権を逸脱しない範囲のものだと思いますので、いずれにいたしましても、そういう理由におきまして反対です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま緊急動議となりました議案につきまして、賛成する立場で討論を申し上げさせていただきます。

武雄市議会会議規則第144条は、次のとおり示しています。

（品位の尊重）として、「第144条 議員は、議会の品位を重んじなければならない」、明確にこう述べております。私は文字どおり市民の皆さんから一票一票の重い投票をいただき、市民の代表としてこの市議会で市民の思いを代弁し発言し、それぞれの議員活動を進めていると、市民の皆さんは期待されていると考えて活動してまいっております。そういう中で、今回起こったこの議事録削除の問題は、武雄市議会の会議規則に照らし合わせて大問題ではなかったでしょうか。これが第1であります。

第2に、先ほど反対討論で申し上げられましたが、私は武雄市議会のこれまでの4年間の活動の中でも、議員が発言したことに関して議事録が正式に作成されない以前でも、テープを起こして、その成り行きを把握しながら、議論に参考資料とした経緯は幾度もあります。

私は昨年12月15日に、本議会におきまして地方自治法第100条に基づいて設置されました百条調査委員会の委員のメンバーの一人でありました。ですから、当然、当時黒岩議員が趣旨をこの場で説明されました。その原案がどうしても百条調査委員会の中で必要ですから、原本、いわゆる粗起こして、速記録として起こしたこの原本を、私は事務局を通していただきました。それは当然、まだ正式になっていない以上、市民の皆さんの前に公表することは差し控えるのは当たり前で、その立場を貫いてまいりました。ですから、この間、何も百条調査委員会の中で、そのことを私は明らかにいたしませんでした。と同時に、議員のみんなにこの平成21年12月定例議会の議事録が製本になったのが、2月22日月曜日、議案と同時に配付をされました。これは当然、市民の皆さんに公表するべき議事録ではないでしょうか。

ですから、その日にちを経た後、23日、百条調査委員会第7回調査委員会が開催された日
でございました。その朝、私は照合をいたしてみました。そしたら、ただいま議題となっ
ておりますこの議事録が、まさに議会の品位を保たなければならない項目と照らし合わせ
て非常に疑義がある。まして、削除されていることは、これはおかしい、そう判断して、
これはゆゆしい事態だと。

先ほど提案に並び質疑の中で、すべての議会は公開が原則だと、これが鉄則であります。
私はそれに照らし合わせて、市民の皆さんに明らかにするべきであり、また議会の皆さんに
明らかにするべきものだという立場で活動を取り組んでまいりました。だからこそ、今回こ
うした形で議事録削除をもとに戻せ——戻せるかどうかわかりませんが、やはり議会の品位
を保たなければならない原則から言いましても、私はこの問題は避けて通れない問題だとい
うことであります。

先ほど反対討論で言われましたけれども、何ら私は信義にも反していませんし、信義に反
するのは、こうした議事録が、この議場でやりとりされた議事録がすべて網羅されて議員や
市民の皆さんに公開されることが、まず最優先されるべき課題ではないでしょうか。そのこ
とを強く申し上げて賛成討論といたす次第であります。議員の皆さんの御賛同、よろしくお
願いをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

この議案に反対の立場で討論いたしたいと思います。

議事録から削除、削除という言葉が頻繁に出ています。正式な議事録の原文が出てきた中
で、そこから削除される、黒線を引かれる、そういうことがあつたら、正式な発言の場にお
いて削除された、それは問題です。私もそういうことだったら問題と思います。提案者が、
ここでいろんな質問に答えられました。私語においても、賛成と発言する者あり、いろんな
発言があると。ただ、その私語が全部網羅されているのかと。

例えば過去、私も私語をこの議会で多々発言しておりました。いろんな例で言いますと、
一般質問において質問をされるときに、ついやじを飛ばして、「それは質問じゃなかろうも
ん」と、その質問者から帰るときに、「いんにゃ、こればい」とやりとりもありました。じ
ゃあ、そういうのが載っているかと。載っていないですね、私語ですから。あと、議事進行
も多々あっています。議事進行が多々あっている中で、私も自席からいろんな言葉を発して
おりました。その議事進行の方とやりとりもありました。じゃあ、それが議事録に載ってい
るか。載っていないですね。それはやっぱり私語ですから。今度の部分においても、すべ
て私語を網羅しなさいということなんだろうかと、つい思ってしまいます。

議長は先ほどの発言の中で、私語は慎みなさいと、私語はやめてくださいというふうと言

われている中で、明らかに私語であります。正式な発言、この壇上、自分の自席で手を挙げて、議長から指名されて、正式な発言だと、それは削除されたらとんでもないことです。しかし、おりるとき、通るとき、私語をすべて網羅しなさいというのは無理だと思います。これで、もしそれをやったら、次の議会から、今度の議会から、すべての私語を書かなきゃいけないようになります。

私自身は、正式な発言は絶対に削除するべきではないと思いますけれども、私語の部分において議長が、そして事務局が判断され、交通整理がなされた部分を削除しなさいと言われるのは私は違うと思います。

以上をもちまして、皆様方の御賛同をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。28番富永議員

○28番（富永起雄君）〔登壇〕

出されました議案に賛成の立場で私は発言をしたいと思います。

私は、いろんな意見が出、また回答も皆さん方わかっておられると思います。私は、この署名議員の権利をもって賛成の立場でやっていきます。私も19年間やって、署名も何回かやっております。この署名は、結局、議事録は基本にのっとりたルールがあります。私たち19年間、100%信用をして議事録にサインをしてきました。この回は、議事録の削除ですかね、そんなのも聞いております。それで、この混乱を招いたのは、やはり私は議長の責任だと思います。やはり議長が皆さんに説明をして、こんなのがあったよと聞くべきだったと思うんですよね。それがこんな混乱を起こしたのは議長の責任、とにかく不信任に当たる行為じゃないかと私は強く思っております。

しかし、議長というのは平等でやられるということで、百条の件にしても、今度の件にしても、やはり委員会、また今度の動議も諮っておられると思いますけど、私は今からまだまだ会議録署名議員が3人出てきますよね。ということは、その人たちの権利は100%信用できる議事録だと私は思っております。それで、今度の回は、何となく削除をされたり、割愛、または修正、いろんなとがですね——修正はなかったかな、割愛があって大問題になったと思っておりますから、やはりその辺の立場で、私も今後また署名議員になるかもわかりませんよね、今度の選挙の結果だと思いますけど、その辺をですね、とにかく公正公明、正確にという立場でこの議事録は変えてもらいたいと思います。その辺で今度の不祥事——不祥事になった……（発言する者あり）—————〔発言取り消し〕—————

○議長（杉原豊喜君）

やじに応酬はしないでください。

○28番（富永起雄君）（続）

はい、すみません。また削除をお願いします。ということで、私は署名議員の立場で賛成

のほうにいたします。皆さんの御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

16番樋渡議員

○16番（樋渡博徳君）〔登壇〕

議会の品位ということを23番議員申されますけど、やじとか私語を議事録に載せて、これで品位が保てるのかと。私はむしろ削除したほうがいいと。やじとか私語とか、そういうものは削除されるべきものであると考えます。以上をもって反対討論とします。

以上です。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。提案者の趣旨に賛同の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、本案は否決されました。

このまま継続させていただいていいでしょうか。

〔19番「議長、議事進行」〕

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）

議長に取り計らい方お願いしたいんですけれども、武雄市議会傍聴規則の中に、その第6条、「次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない」という中で、先ほど来、その内容として書いてあることは、「張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者」という条文があるわけですよ。その中で、先ほど後ろのほうでビラが配られましたよね。その辺についての議長の取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてでございますけれども、武雄市議会傍聴規則の中に、先ほど19番山口議員が申されたとおり明記してあります。こういった行為は、ルールでございますので、ぜひ厳守をお願いしたいと思います。（「出てもろうてよ」と呼ぶ者あり）今後こういったことがございましたら、即対応させていただきたいと思っております。

すみません、続けさせていただきたいと思っております。

市長の提案事項に関する説明というところまで入っておりましたけれども、続けさせていただきたいと思っております。

提案事項に関する説明の中では、報告等について一部挿入の申し出がっておりますので、

これを許可しております。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平成22年3月武雄市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました条例議案、平成21年度補正予算議案、平成22年度予算議案等について、その概要を御説明申し上げます。

私は、1市2町の合併の後、平成18年4月に市長に当選させていただきまして以来、「武雄に生まれてよかった、育ってよかった、帰ってきてよかった」といった「ぬくもり」のある元気な武雄市を市民の皆さんと一緒に創造することを目指して、市政を担わせていただきました。この4年間で議会と密接に連携し、500項目以上にわたる企画、政策、事業を展開してまいりました。

就任以来、累積赤字、医師不足等の懸案を抱えておりました武雄市民病院につきましては、さきの2月1日から移譲先であります社団法人巨樹の会により「新武雄病院」として新たなスタートを切ったところであります。市民病院の民間への移譲が無事行われ、スムーズな運営が行われていることは、市民並びに議会の皆様、関係各位の御理解、御協力のたまものと深く感謝をいたしております。

新武雄病院は、24時間365日の救命救急医療で市民の命を守り、全体で500人近くの雇用が見込まれ、移転新築される中で、看護学校、リハビリ専門学校等も併設されます。これら病院群を核として、利便性の高い生活に根ざした関連施設が集積していくことによって、「医療を中心としたまちづくり」のチャンス、さらには全国的なモデルケースになり得るものと確信をしております。

この市民病院民間移譲問題は、樋渡市政の最重要項目であり、この問題に取り組む中で私が絶対に忘れなかったことは、市民のお立場・市民の目線に立つこと。そして、とりわけ弱者の方々への視点を忘れずに、さらには将来を担う子どもたちに財政的な負担をかけないこと、このことからこの問題を絶対に先送りしないこと、この思いの一存でありました。このことは、市民病院問題に限らず、樋渡市政のすべての政策を遂行する上での根幹となるものであります。

私が敬愛してやまない希代の歴史家であるE. H. カーは、「現在に生きる私たちは、過去を主体的にとらえることなしに未来への展望を立てることができない」と言います。全国的に注目されたこの市民病院問題については、今後このような歴史的な視点を忘れずに、これを市政運営の糧としてまいります。

行財政改革につきましては、財政健全化計画、行政改革プラン、定員適正化計画等を策定し、各種計画は予定どおり順調に進行しております。限られた財政状況の中、事務事業計画の徹底を図り、国の相次ぐ景気・経済対策事業にあわせ、教育施設整備事業、環境整備事業、公共下水道事業等の主要施策を進めてまいりました。

「今あるものを生かす」観点から、長い歴史に培われた武雄市の誇るべき文化、芸術、自

然、温泉など全国への情報発信、知名度アップ、経済の活性化にもつながる取り組みとして、「テレビドラマ・佐賀のがばいばあちゃん」のロケを誘致し、第2作として去る2月20日には「佐賀のがばいばあちゃん2」が全国放映されたところであります。視聴率は関東地区で13.9%、関西地区で16.2%、北部九州地区で19.7%となっております。ちなみに、武雄市佐賀のがばいばあちゃん実行委員会の電話調査では、佐賀県内が61.1%、武雄市内が83.2%でありました。「佐賀のがばいばあちゃん2」の放送は、全国に武雄の魅力をPRできたのではないかと考えております。現時点でも市民の皆様方の御希望の強い続編の誘致に、市民の皆様とともに努力をしてみたいと考えております。

「中山間地耕作放棄地対策と収益性の高い、やりがいのある農業の確立」を目指し取り組みましたレモングラスにつきましては、農・商・工の連携をし、20種類を超える商品開発を行い、生産・加工でも雇用が創出をされ、経済産業省のマーケティングアドバイザーによりますと、武雄市全体の広告を含む経済効果は5億円以上との評価を受けております。本日、14時をめぐりに記者会見をするのは、インフルエンザにも効くレモングラスの歯磨き粉を記者会見してまいります。レモングラスの取り組みは3年目となり、武雄の新たな農産物として定着してまいりました。販路についても確保できたところから、今後も側面的な支援は行っていくものの、レモングラス課は廃止をいたします。武雄市の特産品のブランド化を推進するための課を4月に設置いたします。

また、イノシシによる農作物被害対策を進めることを目的に「いのしし課」を設置し、被害軽減対策、これまで埋設処理されていましてイノシシ肉の有効活用を推進しております。レモングラス同様、各方面から大きな反響を集める中、イノシシ肉を使った商品の開発も進み、武雄の新たな特産品化を目指しております。これからは、この効果を最大限生かし、武雄市の農商工の連携的発展につなげてまいります。

このような施策を進めることで、武雄市の知名度が飛躍的に向上し、観光客数も18年度145万人、19年度149万6,000人、20年度161万人と増加をしております。

観光客増と並行して、全国の自治体等からも注目をされ、議員御案内のとおり行政視察も激増しており、大阪府議会を含み、この4年間で延べ2,579名の自治体や議会関係者の方々に御視察をいただいております。視察対応に関しては、特に杉原豊喜議長に感謝を申し上げます。

また、市民の皆様にお示しをしておりました具約の中で、佐賀県で最も高く、全国でトップクラスの水道料金につきましては、平成20年4月使用分から引き下げを実施し、月20立方メートル使用の標準世帯で、年間9,300円の減額、平均13%の減額となりました。

合併後、不均一課税でありました固定資産税率につきましては、平成21年度に合併協議会で確認をされました1.55%に統一をいたしましたが、これもまた佐賀県一高い税率であることから、22年度から1.48%に引き下げることができました。

介護保険料につきましても、佐賀県内でトップレベルであり、基準額で約1万円の引き下げ、15.8%の引き下げを行うことができました。

まちづくりにつきましても、市民の皆様のもちづくりに対するお考えをお聞きし、市民と行政が協働して進めるまちづくりが「市民が誇れるまちづくり」につながるものと考え、市長就任以来、各町、地区、団体、学校等での「市長と語ろう会」を89回開催し、5,000人近くの皆様方に参加をしていただき、貴重な御意見、御提言をちょうだいするとともに、私の市政に対する思いを熱く語ったところであります。

合併後、住民の方みずからが独自に事業を展開することができるよう、「協働まちづくり地域交付金」を創設いたしました。各町まちづくり協議会で独自の取り組みをいただいております。

子育て支援の一環として、乳幼児医療の無料化を就学前まで引き上げ、子育てに関する相談や情報交換の場として自由に集まることができる「きつずステーション」を、行政では異例と思える本庁舎内に設置をいたしたところであります。

地域社会全体で子育てを支援する拠点として「子育て総合支援センター」、障がいをお持ちの方たちの福祉の増進を図る拠点として「共生ふれあいセンター」を、合併により生じた庁舎の空きスペースを活用して設置、高齢や障がい等で市役所にお越しいただくことができない方々の家庭に向く「動く市役所制度」を日本で最初に導入するなど、市民サービス、福祉の維持向上に最も力を注いでまいりました。

市民の安全を守る立場から、特に橘町、朝日町、北方町の水害被害の解消につながる六角川の治水対策につきましても、流域にあります採石場のくぼ地を洪水調整池に転用できないか、数次にわたって政府与党に直接提案をいたしました。国も事業効果について本格調査をするとされております。これもまた全国で初めての取り組みであり、全国各地で参考とされる事業につながるものと思っております。

議会等でも再三御指摘がございます、雇用の場を確保するために、北方町宮裾地区に計画いたしました新工業団地は、地元の深い御理解を得て、既に附帯工事に着手をしております。平成23年4月に分譲開始をする予定であります。今後、分譲に向けての企業誘致に全力を挙げます。

市民の念願でありましたJR佐世保線高架事業及び武雄温泉駅の全面改築が完成し、昨年12月5日には武雄温泉駅高架完成記念式典を開催いたしました。

次に、新幹線であります。長年の市民一丸となった運動の成果で既に着工されており、平成30年3月には九州新幹線西九州ルートが開業をされます。新幹線の開通は、地域浮上の起爆剤として期待するものは大きく、相乗効果により交流人口の増加、企業誘致等経済面でも武雄を大きく発展させるものであります。

武雄市は、今後も九州西部の中核都市として、ますますの発展が期待されるまちであります。

す。それをなし得る多くの市民力があります。また、必ずそうしなければなりません。私はこれからも皆様の力を結集し、関係自治体、関係団体との連携を深め、議会の御指導をいただきながら、先頭に立って市民の皆様と協働し、武雄市の発展に努めてまいります。市民各位、議員各位のさらなる御理解、御協力をお願いいたします。

それでは、条例議案について御説明申し上げます。

新規条例として提案しております「武雄市老人福祉センター設置条例」につきましては、老人の方々の福祉の増進を図るため、健康相談、教養講座等を実施する拠点施設として、武雄市老人福祉センターさざんか荘を設置するものであります。

次に、一部改正の主なものを御説明いたします。

「武雄市情報公開条例の一部を改正する条例」につきましては、開かれた市政の一層の推進を図るため、公文書の開示の請求権者を何人にも拡大するものであります。

このほか国、県等の制度改正に伴う一部改正条例6件、廃止条例2件を提案しております。

次に、事件議案では、指定管理者の指定について議会の御議決をお願いしております。

続きまして、予算議案について主なものを御説明いたします。

平成21年度一般会計補正予算では、国の補正予算で措置された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、橋梁の補修、学校施設等公共施設の補修を進めることといたしております。

平成22年度当初予算議案につきましては、本年4月が市長選改選期に当たるため、政策的経費については、特に当初予算に計上しなければならないものを除き、骨格予算として編成をしております。

そのほか、「専決処分の報告について」2点の報告をいたしております。

詳細につきましては、議案審議の際それぞれ説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

日程第5 教育長の教育に関する報告

○議長（杉原豊喜君）

日程第5．教育長の教育に関する報告を求めます。浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

教育に関する報告を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

日本人の3人に一人が「がん」が原因で死亡している現状を踏まえ、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活態度・習慣を養うことを目的として、2月3日、中学1、2年生及び小・中学校教職員を対象とした「がん教育推進研修会」を実施いたしました。

学校事務の効率化のために、校務用パソコンをすべての教員に配置しました。また、授業の工夫・改善を図る目的で、ホワイトボード型の電子黒板とその周辺機器を各小・中学校2

台から3台ずつ配置し、これを最大限活用できるよう研修会を実施しているところです。

学校施設につきましては、昨年度から取り組んできました西川登小学校整備事業が完了し、今月7日に落成式を迎える運びとなっております。また、武雄小学校及び武雄中学校の耐震化事業についての取り組みを、さらに進めていきたいと考えております。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

成人式につきましては、1月3日、市文化会館に561名が集い、各町の新成人で構成する実行委員会の運営により、厳粛なうちにも盛大に挙行することができました。

青少年教育につきましては、1月にわんぱくスクールのスキー研修を開催し、2月7日に第12回研修会を最後に閉校式を行いました。わんぱく生は研修ごとにたくましさを増し、今後は地域のリーダーとして活躍してくれることと思っております。

北海道雄武町への児童交流派遣事業は、16名の子どもたちが2月5日から9日まで4泊5日の日程で、現地の厳しい寒さを体験しながら、雄武町の子どもたちとの交流を深めてまいりました。

社会人権・同和教育につきましては、本年度も「人権フェスタ in たけお」を開催するなど、人権尊重や共生の社会実現に向けて啓発活動を進めているところです。

生涯スポーツの振興につきましては、12月13日に開催した各町対抗駅伝大会では、朝日町が3連覇を達成されました。

第50回記念県内一周駅伝大会では、選手一丸となったすきをつないだ結果、連日首位争いに絡み躍進賞を獲得し、4位の好成績をおさめました。

また、2月14日に開催した第2回市長杯ファミリーフットサル交流会は、28チーム、約400人が出場し、熱戦が繰り広げられました。

文化振興事業では、武雄市民ジュニアウインドオーケストラ育成事業を実施し、その成果としての発表会を開催いたしました。

1月26日、武雄温泉楼門一帯において、文化財火災防御訓練が実施されました。武雄温泉株式会社を初め、関係各位の御協力をいただき、文化財愛護の意識を高めるという所期の目的を達成することができました。

また、2月1日、「武雄の古きよき文化・歴史を再発見する協議会」が発足いたしました。自然豊かなこの地域ではぐくまれてきた文化・歴史を振り返り、より一層の郷土愛を深め、ふるさと武雄を再発見するとともに、そのよいところを全国に発信していきたいと考えております。

全国各地の伝統芸能が一堂に会して行われる「第10回地域伝統芸能まつり」が、2月28日、東京NHKホールで開催され、「中野の荒踊」が出演し、見事な演技を披露されました。

図書館・歴史資料館におきまして、特別企画展「戦国の九州と武雄」を2月13日から3月21日まで開催しております。激動の戦国時代の九州と、その中での武雄の動きを多くの資料

で紹介するものです。

以上、教育に関する報告をいたしました。

なお、主な事業につきましては、別紙一覧表にお示ししたとおりであります。今後とも、さらなる御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、教育に関する報告とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 12時49分